

りよくしょう こ ぼうし きほんほうしん じどうばん
 緑小っ子の いじめ防止基本方針〈児童版〉

【いじめなくそう宣言1～4年】 1年1組 じぶんがされていやなことは しないで！ 2年1組 じ分がされていやなことは、 しないようにしよう！ 3年1組 やさしい心 えがおあふれて うれしいね 4年1組 差別 NO！ 相手と気持ちを 分かり合おう 4年2組 仲間外れにせず、 相手の気持ちを考えて 行動しよう。	【令和4年学校スローガン】 いじめ× あいて きも かんが 相手の気持ちを考えて りよくしょうこ 緑小っ子の えがお ふ 笑顔を増やそう	【いじめなくそう宣言5～6年】 5年1組 あいての気持ちを考え どんなことがあっても 『しない・させない・見すごさない』 5年2組 絶対に 暴言言わない いじめしない 6年1組 一言一言の 言葉も重みを考えて いじめをゼロにしよう 
--	--	---

あさひかわしり つみどりがおかしょうがっこう じどうかい
 【旭川市立緑が丘小学校 児童会】

1 はじめに

令和4年5月、私たち^{わたし りよくしょう こ} 緑小っ子は、「いじめをなくそう^{せんげん かくがっきゅう}宣言」を各学級でつくりました。

それをもとに児童会で話し合い「いじめ×相手の気持ちを^{あいて きも かんが}考えて 緑小っ子の^{りよくしょうこ えがお}笑顔を増や^{ふ や そう}そう」を学校スローガンとしました。私たちは、どんな^{ちい}小さいいじめもけっしてゆるさず、一人一人が大切にされ、緑小っ子の全員が^{りよくしょう こ ぜんいん しあわ}幸せに、^{た の がっこうせいかつ}楽しい学校生活をすごせることをめざしています。そして、この「いじめ防止基本方針^{ぼうし きほんほうしん じどうばん}〈児童版〉」は、いじめをなくすためは、実際にどんな^{じっさい こうどう}行動をしたり、どんなことを考えたりしたらよいかをまとめています。

よく^よ読んで、緑小っ子の気持ちを一つにして、この緑が丘小学校から全てのいじめをなく^{みどりがおかしょうがっこう すべ}しましょう。

参考 ^{さんこう} にしよう	旭川市いじめ防止基本方針「はじめに」
参考 ^{さんこう} にしよう	学校いじめ防止基本方針「はじめに」

2 いじめとは

「いじめ」とは、暴力はもちろん、相手の心を傷つけるような言葉や行動（無視など）です。直接、相手に対してこういうことをするほかにも、相手の知らないところやインターネットなどで行われるものもあります。いつでも、どこでも、だれに対しても、どんなやり方でも全部です。

- 冷やかす、からかい、悪口やらんぼうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、相手にしない、知らないふり（無視）をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。

➡ 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P 1～3

➡ 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P 26

➡ 参考にしよう

学校いじめ防止基本方針 P 2～4

3 いじめを生み出さないために

いじめを生み出さないためには、緑小っ子全員が、「いじめは絶対にゆるされないことである」という考えをしっかりともち、自分のことだけでなく、友だちがいじめられているかもしれないと感じたときには、知らないふりをせずにその子の力になってあげたり、先生に知らせたりする勇気をもたなければなりません。

➡ 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P 27

➡ 参考にしよう

学校いじめ防止基本方針 P 5～7

4 いじめを受けたとき、見たとき、聞いたときには

みどりがおかしながっこう せんせいがた ぼうしだいさくすいしんいんかい
 緑が丘小学校の先生方は、いじめ防止対策推進委員会をつくって、もし、いじめがおきたときには、いじめられた子どもをどのようにして守るかを準備しています。ですから、いじめを受けたときはもちろん、いじめを見たとき、聞いたときには、担任の先生だけでなく、保健の先生、校長先生、教頭先生、しらかば学級の先生、スマイル学級、どんぐり学級の先生など、だれでもすぐに相談しましょう。そのほかにも家族やスクールカウンセラー、最後のページにあるような相談窓口もたくさんあります。「いじめは、絶対ゆるさない」の気持ちで、すぐに知らせてください。

【先生方のいじめ防止対策推進委員会がしてくれること】

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	☐ いじめから守ります。 ☐ 心配なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。 ☐ 必要があれば、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 ☐ 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	☐ いじめた人にあやまり、もう二度といじめを行わないことを、約束してもらいます。 ☐ いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。 ☐ これからの生活で気を付けることを考えてもらいます。 ☐ 必要があれば、警察などに相談します。 ☐ 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	☐ いじめをしていなくても自分にも関係していることを気付いてもらいます。 ☐ いじめに気付いたときに、大人の誰かに知らせる大切さを教えます。 ☐ いじめを見て見ぬふりをしたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。 ☐ みんなでいじめをなくし、よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人 ☐ 秘密を守り、いじめを行った人から、しっかりと守ります。
家の人に	☐ いじめを受けたことや、いじめがなくなるまで学校がすることを説明します。	☐ いじめをしたことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	☐ 家の人に協力してもらったときには、説明をします。

➡ 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P28

➡ 参考にしよう

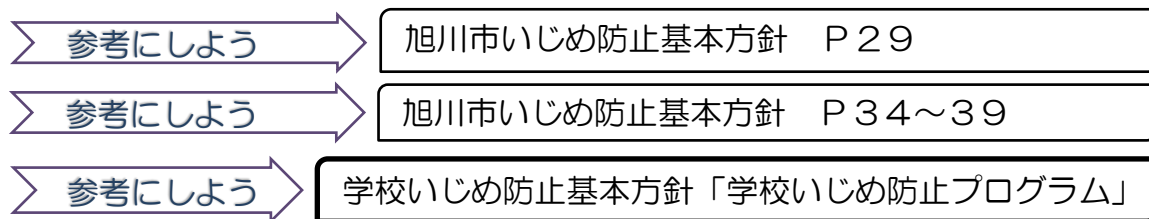
学校いじめ防止基本方針 P8～10

5 いじめを防止する児童会の取組は

私たち緑が丘小学校児童会は、いじめを生み出さないためにいろいろな取組をくふうして行います。とくに、6月には、全校で「いじめぼくめつ運動」を開催して、「いじめなくそう宣言」の令和4年度の「学校スローガン」をつくります。

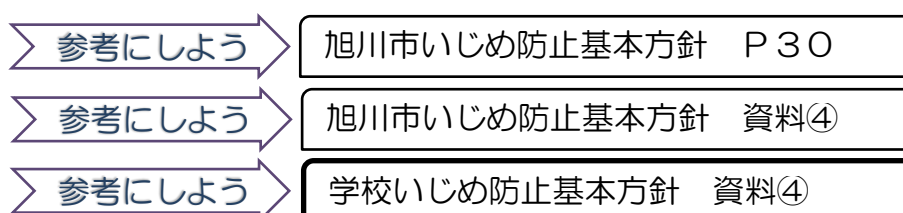
【学校スローガンができるまで】

- ①学級会や道徳の時間にいじめについて話し合う
- ②各学級の「いじめなくそう宣言」をつくり、児童会運営委員会に出す。
- ③児童会役員と運営委員会で話し合い、学校スローガンを決定する。
- ④全校朝会で学校スローガンを発表する。中央ろう下の掲示板にはり出す。



6 いじめについての相談したいときは

いじめの苦しさや悲しさは、自分一人では解決できません。それどころか、相談するかどうか迷っているうちに、いじめはどんどんひどくなっていきます。少しでも早く、あなたの近くの人になってくれる人や相談窓口にご相談しましょう。もし、直接相談できなければ、友達や家族の人に代わって相談してもらいましょう。絶対に一人で悩まないでください。



6 いじめについて相談できるところ

◆旭川市子ども総合相談センター

＜電話番号＞ ^{でんわばんごう} 子どもホットライン 0120-528506 (こにちはコール)

＜受付時間＞ ^{うけつけじかん} 月・木 8:45~20:00
^{げつ もく} 火・水・金 8:45~17:15
^{か すい きん}

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ ^{でんわばんごう} 0120-3882-56

＜受付時間＞ ^{うけつけじかん} 毎日24時間
^{まいにち じかん}

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞ ^{でんわばんごう} 0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおばん)

＜受付時間＞ ^{うけつけじかん} 月～金 8:30~17:15
^{げつ きん}

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ ^{でんわばんごう} 0166-31-5511

＜受付時間＞ ^{うけつけじかん} 月～金 9:00~16:00
^{げつ きん}

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ ^{でんわばんごう} 050-3383-5566

＜受付時間＞ ^{うけつけじかん} 月～金 9:00~17:00
^{げつ きん}

スクールカウンセラーに相談するには…

^{きょうとうせんせい たんにん せんせい い} 教頭先生や担任の先生に言えば、いつでも呼んでくれます。

^{かそく ひと そうだん う} 家族の人からの相談も受けてくれます。